5　法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

7　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

別紙様式第七号の三第二の五の表中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に、「評価・換算差額等合計」を「その他の包括利益累計額合計」に改め、同様式第二の五の表記載上の注意４及び５中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

別紙様式第七号の三第二の六の表中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に、「評価・換算差額等合計」を「その他の包括利益累計額合計」に改め、同様式第二の六の表記載上の注意４及び５中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

別紙様式第七号の三目次及び同様式目次記載上の注意３中「連結損益計算書」を「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」に改め、同様式第一の二⑵記載上の注意を次のように改める。

1　保険持株会社を親会社とする保険会社は、記載を要しない。

2　「認可又は届出年月日等」は、法第106条第１項各号に掲げる会社にあっては、同条第４項の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は法第127条第１項第２号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあっては、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第85条第１項第７号の４の規定に基づく金融庁長官への届出年月日又は設立年月日を記載すること。

別紙様式第七号の三第二の二の表中「評価・換算差額等合計」を「その他の包括利益累計額合計」に改め、同様式第二の三を次のように改める。

3　連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。

⑴　（生命保険株式会社及びその子会社等―連結損益計算書）　（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
保険料等収入	
資産運用収益	
利息及び配当金等収入	
特定取引収益	
商品有価証券運用益	
金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益	
有価証券売却益	
有価証券償還益	
金融派生商品収益	
為替差益	
その他運用収益	
特別勘定資産運用益	
その他経常収益	
経常費用	
保険金等支払金	
保険金	
年金	
給付金	
解約返戻金	
その他返戻金	
責任準備金等繰入額	
支払備金繰入額	
責任準備金繰入額	
契約者配当金積立利息繰入額	
資産運用費用	
支払利息	
特定取引費用	
商品有価証券運用損	
金銭の信託運用損	
売買目的有価証券運用損	
有価証券売却損	
有価証券評価損	
有価証券償還損	
金融派生商品費用	
為替差損	
貸倒引当金繰入額	
貸付金償却	
賃貸用不動産等減価償却費	
その他運用費用	
特別勘定資産運用損	
事業費	
その他経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
固定資産等処分益	
負ののれん発生益	
保険業法第112条評価益	
その他特別利益	